

令和4年度 健康保険委員研修会

協会けんぽにおける申請書の 様式変更について

傷病手当金支給申請書に焦点を当てて
解説していきます



全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

目次

1. 申請書の様式変更について（概要） <P2～>
2. 申請書の主な変更点～傷病手当金支給申請書の場合～ <P4～>
3. 傷病手当金について <P10～>

1. 申請書の様式変更について（概要）

申請書の様式変更について（概要）

協会けんぽでは、より迅速な給付金のお支払い等を実現するため、申請書の様式を変更いたします。
事業主及び加入者の皆さんには大変ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

変更時期

令和5年1月1日～

様式が変更となる主な申請書（届出書）

新様式の申請書は、協会けんぽの
ホームページから取得することができます。是非ご活用下さい。

健 康 保 険 給 付 関 係	傷病手当金支給申請書
	療養費支給申請書（立替払等）
	療養費支給申請書（治療用装具）
	限度額適用認定申請書
	限度額適用認定・標準負担額減額認定申請書
	高額療養費支給申請書
	出産手当金支給申請書
	出産育児一時金支給申請書
	出産育児一時金内払金支払依頼書
	埋葬料（費）支給申請書
	特定疾病療養受療証交付申請書

任 意 繼 續 關 係	任意継続被保険者資格取得申出書
	任意継続被保険者被扶養者（異動）届
	任意継続被保険者資格喪失申出書
	任意継続被保険者 氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届

被 保 険 者 証 等	被保険者証再交付申請書
	高齢受給者証再交付申請書

2. 申請書の主な変更点 ～傷病手当金支給申請書の場合～

傷病手当金支給申請書の構成

加入者（被保険者）様にご記入いただく欄・事業主様に証明いただく欄・医師（療養担当者）の意見を記入いただく欄で構成されています。（全4ページ）

健康保険 傷病手当金 支給申請書

2/2 ページ
被保険者記入用

被保険者氏名

① 申込期間
（被保険者ごとに各自の期間）

申込 年 月 日 初回
 年 月 日 第1回

② 保険料の支払の内容

③ 顧客名

通常料金
（被保険者ごとに各自の料金）
通常料金より多く支払う場合は、料金を超過する部分を「超過料金」といいます。
超過料金は、被保険者の年齢によって異なります。超過料金を支払う場合は、料金を超過する部分を「超過料金」といいます。

④ 保険料支払日

年 月 日

⑤ 保険料額

年 月 日

⑥ 保険料支払日

年 月 日

⑦ 保険料の支払方法

①-1 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

①-2 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑧ 保険料の支払方法

②-1 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

②-2 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑨ 保険料の支払方法

③-1 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

③-2 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑩ 保険料の支払方法

④-1 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

④-2 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑪ 保険料の支払方法

⑤-1 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑤-2 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑫ 保険料の支払方法

⑥-1 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑥-2 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑬ 保険料の支払方法

⑦-1 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑦-2 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑭ 保険料の支払方法

⑧-1 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑧-2 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑯ 保険料の支払方法

⑨-1 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑨-2 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑰ 保険料の支払方法

⑩-1 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

⑩-2 お預り料金
（支払日：保険料支払日）
保険料は、支払日と同時に受け取れます。
保険料を受け取った場合は、保険料を支払ったことを示す印を押してください。

6 0 1 2 1 1 0 1

扶養親族登録簿へ

全国健康保険協会
きけんぽ

2/4

1ページ、2ページ 加入者（被保険者） 記入欄

3ページ 事業主 証明欄

4ページ
医師
意見欄

主な変更点と記載時の留意事項

1 / 2 / 3 / 4 ページ



健康保険 傷病手当金 支給申請書

被保険者記入用

被保険者が病気やケガのため仕事に就くことができず、給与が受けられない場合の生活保障として、給付金を受ける場合にご使用ください。
なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

この申請書は、令和5年1月以降にご使用ください。

被保険者証 ①	記号（左づめ） 1234567899	番号（左づめ） 1 2 3 4	生年月日 1.昭和 2.平成 3.令和
被保険者（申請者）情報	氏名（カタカナ） キヨウカイ タロウ		
※各名の間は1マス空けてご記入ください。西暦（-）、半角英（-）は1字としてご記入ください。			
氏名	協会 太郎		
郵便番号 (ハイフン除く)	□□□□□	電話番号 (左づめハイフン除く)	□□□□□□□□□□
住所	都道府県		

②	※上記申請者氏名と同じ名義の口座をご指定ください。			
金融機関名称	○○○○	銀行 金庫 信組 (農協 漁協) その他()	支店名 △△△	本店 支店 代理店 出張所 本店営業部 本所 支所
預金種別	1 普通預金	口座番号 (左づめ)	1111111	

ゆうちょ銀行の口座へお振り込みを希望される場合、支店名は3桁の漢数字を、口座番号は振込専用の口座番号(7桁)をご記入ください。
ゆうちょ銀行口座番号(記号・番号)ではお振込できません。

2ページ目に続きます。 >>>

被保険者証の記号番号が不明の場合は、被保険者のマイナンバーをご記入ください。
(記入した場合は、本人確認書類等の添付が必要となります。)

① 氏名（カタカナ）

記載欄がマス目化されました。

② 預金種別

- 振込対象となる預金種別は「普通預金」のみです。
- 上記①「氏名（カタカナ）」の名義で振込手続を行います。旧姓等で口座名義が相違する場合は、あらかじめ支部にご相談下さい。



申請者（被保険者）の口座をご記入下さい。

主な変更点と記載時の留意事項

3ページ目 (事業主記入欄)

健康保險 傷病手當金 支給申請書

1 \ 2 \ 3 \ 4 \ 5 \ 6 \ 7 \ 8 \ 9 \ 10 \ 11 \ 12

事業主記入用

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払い状況等をご記入ください。

③	被保険者氏名 (カタカナ)																	
勤務状況 2ページの中請期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に問わらず記入ください。																		
今和 年 月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和 年 月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和 年 月			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記【○】で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。 ※有船休暇の場合の賃金、出勤等の有無に問わらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、食事・住居等宿泊費支給しているもの等																		
④																		
⑤																		
事業主が記印すること																		

③ 被保険者氏名（カタカナ）

記載欄がマス目化されました。

④ 勤務状況

出勤日を「○」で囲んで下さい。

※ 「／（欠勤）」や「△（有給）」など、
「○（出勤）」以外は記入しないよう
お願いします。

＜詳細は8ページ参照＞

⑤ 報酬等の支給状況

出勤していない日に対して報酬等を支給した場合は、支給した日と金額を記入して下さい。

※ 残業手当など、出勤した日に対する報酬や、見舞金などの一時的に支給したものは記入しないようお願いします。

＜詳細は9ページ参照＞

主な変更点と記載時の留意事項

事業主記入欄①

【勤務状況】

早

勤務状況 2ページの申請期間のうち出勤した日付を【○】で囲んでください。「年」「月」については出勤の有無に関わらずご記入ください。

令和 0 4 年 1 1 月	1 2 早 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
令和 0 4 年 1 2 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
令和 年 月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

記載方法

労務に服することができなかった期間（申請期間）を含む賃金計算期間の勤務状況を記載して下さい。

＜重要事項＞ 「勤務状況」の記載内容について

- ① 出勤日を「○※1※2」で囲って下さい。
- ② 早退した日については「早※3」と記載して下さい。

※1 「公（公休）」、「／（欠勤）」、「△（有給）」等は記載しないようお願いします。

※2 所定労働時間のうち一部勤務した日（例：午前勤務・午後有給、6時間勤務・2時間有休取得など）も出勤日に含みます。

※3 初回申請時の待機期間（連続する3日間）の初日については、早退した日も含むことができます。

主な変更点と記載時の留意事項

事業主記入欄②

【報酬等の支給状況】

2ページの申請期間のうち、出勤していない日(上記【○】で囲んだ日以外の日)に対して、報酬等(※)を支給した日がある場合は、支給した日と金額をご記入ください。

※有給休暇の場合の賃金、出勤等の有無にかかわらず支給している手当(扶養手当・住宅手当等)、食事・住居等現物支給しているもの等

例 令和 0 5 年 0 2 月 0 1 日 から 0 5 年 0 2 月 2 8 日 3 0 0 0 0 0 円
例 1 令和 0 4 年 1 1 月 0 1 日 から 0 4 年 1 1 月 3 0 日 1 0 0 0 0 円
例 2 令和 0 4 年 1 0 月 0 1 日 から 0 5 年 0 3 月 3 1 日 7 2 0 0 0 円
例 3 令和 0 4 年 1 2 月 2 3 日 から 0 4 年 1 2 月 2 3 日 8 0 0 0 円
例 4 令和 0 4 年 1 2 月 2 4 日 から 0 4 年 1 2 月 2 5 日 1 6 0 0 0 円
例 5 令和 0 4 年 1 2 月 2 6 日 から 0 4 年 1 2 月 2 6 日 4 0 0 0 円

◆ 出勤していない日に対する報酬等(基本給及び各種手当等)がある場合は、支給した日(期間)と金額を記入して下さい※1。

例1：令和4年11月1日～令和4年11月30日 扶養手当10,000円(出勤等の有無にかかわらず支給している場合)

例2：令和4年10月1日～令和5年3月31日 通勤手当(6か月定期券) 72,000円(出勤等の有無にかかわらず支給している場合)

◆ 有給手当について、申請期間を含む賃金計算期間の支給状況を記入して下さい※2。

例3：令和4年12月23日(有給単価1日あたり8,000円の場合)

例4：令和4年12月24日・25日(有給単価1日あたり8,000円の場合)

例5：令和4年12月26日に半日有給(有給単価1日あたり8,000円の場合)

※1 残業手当などの出勤した日に対する報酬や、見舞金などの一時的に支給したものは記載不要です。

※2 支給金額が同じで期間が継続している場合は、まとめて記載することができます。

3. 傷病手当金について

傷病手当金とは

傷病手当金は、病気休業中の被保険者の生活を保障するために設けられた制度です。業務外の病気やけがによる療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給されます。

下記の要件を、すべて満たした場合に受給できます。※被保険者のみが対象です。（任意継続被保険者は除きます。）

① 病気やケガで療養中であること

業務外の事由によること。業務に起因する場合は健康保険の対象外のため、労働基準監督署にご相談ください。

② 仕事に就けないこと（労務不能）

医師が仕事に就けない状態であると認めていること。

労務不能と認められる期間であれば、入院中のみでなく通院を含む自宅療養でも構いません。

③ 4日以上仕事を休んでいること

初めの3日間は連続していることが必要です。

連続した3日間は待定期間となり、傷病手当金は支給されません。

④ 給与の一部または全部が支払われないこと

会社から給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません。ただし、支払を受けた給与の日額が傷病手当金の日額より少ないとときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

傷病手当金の支給期間

〈令和4年1月1日施行〉

重要

令和4年1月1日施行「全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、支給期間の見直しが行われました。

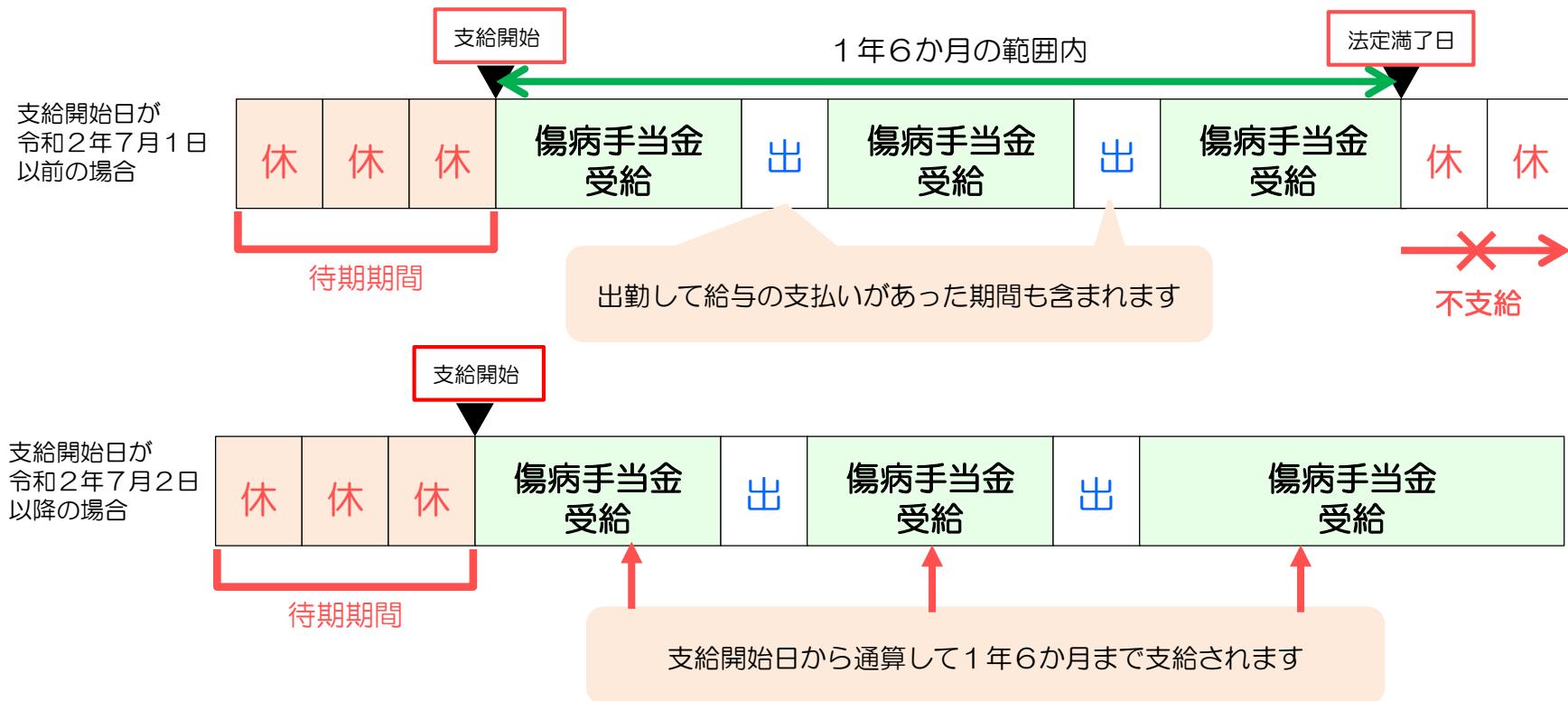


支給期間は、支給開始日から **通算して最長1年6か月**に変わりました。

※ 途中に出勤等で支給対象外の期間があった場合は、支給期間に含まれません。

注意

支給開始日が令和2年7月1日以前の場合は、見直し前と変わらず、支給を始めた日から最長1年6か月です。

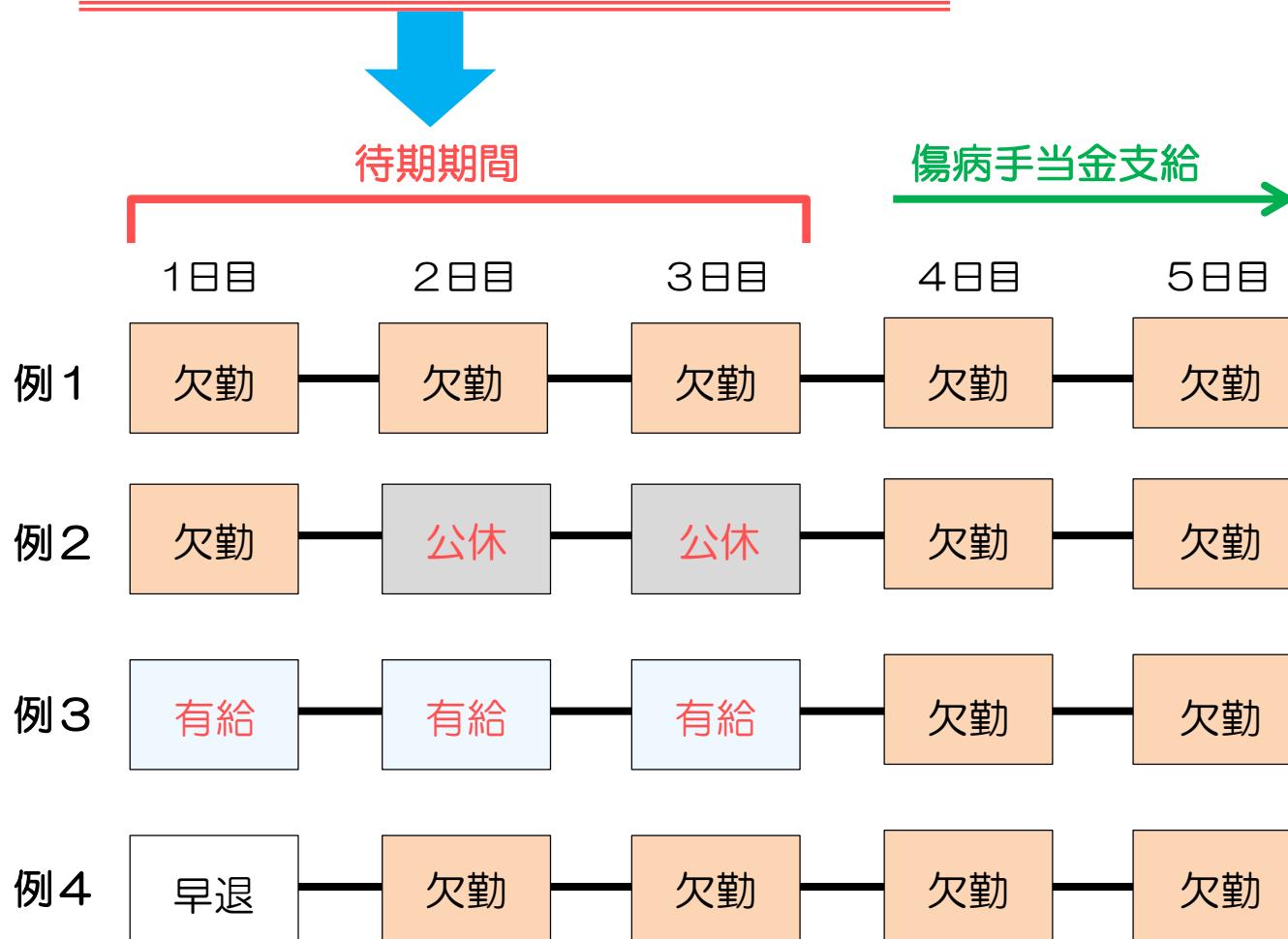


傷病手当金の待期期間

Q. 有給休暇や公休日は待期期間とすることができますか。

A. 有給休暇、公休日も待期期間とすることができます。※ 医師による労務不能の意見が必要

例1～4はすべて待期期間として認められます。



傷病手当金支給申請書の添付書類

【添付書類】

【支給開始日以前の12か月以内で事業所に変更があった場合】

→ 以前の各事業所の名称、所在地及び各事業所に
使用されていた期間がわかる書類（P15参照）

【障害厚生年金を受給している場合】

【退職後の請求で老齢年金等を受給している場合】
→ 年金証書および年金額改定通知書の写し

【マイナンバーを記載した場合※1】 ※1 被保険者証の記号番号が不明な場合のみ記入

→ 本人確認書類等

【新型コロナウイルス感染症にかかる申請で、療養担当者記入欄の
記載を受けることが困難であり、かつ申請期間が14日以上となる場合】

→ 「療養状況申立書※2」

※2 保健所発行の「宿泊自宅療養証明書」の写しや、「就業制限通知書」及び「就業制限解除通知書」
の写しにより、新型コロナウイルス感染症で申請期間中に療養していたことが証明できる場合、
「療養状況申立書」の添付は不要。（P16参照）

などが必要です。

添付書類について

傷病手当金・出産手当金共通

1. 支給開始日以前の12か月以内で事業所に変更があった場合は、「**以前の各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間がわかる書類**」の添付が必要です。

※ 健康保険法施行規則第84条第7項

2. 健保組合期間を通算するケース

健保組合の解散（健保組合は消滅）の場合は、
協会けんぽが権利義務の承継を受けるため、支給金額の算定に標準報酬を通算します。

※ 協会けんぽで確認できる期間のみ通算
(他支部協会加入、任意継続期間)

別添				
被保険者証	記号		番号	
氏名	(アガネ)		生年月日	
			昭和 年月日	

傷病手当金・出産手当金の申請期間の初日の属する月までの12か月間に、勤務先が変更した場合もしくは、定期再雇用等で被保険者証の番号が変更した場合、または退職後に任意継続被保険者になった場合は、下記の表にご記入ください。ただし、全国健康保険協会に加入していた場合は複数枚提出します。

①	会社名(任意継続被保険者の場合は加入支局名務)	(アガネ)
	所在地(任意継続被保険者の場合はお住まいの住所)	〒 - 都・道府・県
	使用されていた(加入していた)期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

②	会社名(任意継続被保険者の場合は加入支局名務)	(アガネ)
	所在地(任意継続被保険者の場合はお住まいの住所)	〒 - 都・道府・県
	使用されていた(加入していた)期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

③	会社名(任意継続被保険者の場合は加入支局名務)	(アガネ)
	所在地(任意継続被保険者の場合はお住まいの住所)	〒 - 都・道府・県
	使用されていた(加入していた)期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

傷病手当金・出産手当金の申請期間の初日の属する月までの12か月間に加入していた健康保険組合が解散し、全国健康保険協会に加入した場合は、健康保険組合の名前及びその加入期間をご記入ください。

④	健康保険組合の名前	
	加入期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

添付書類について

傷病手当金のみ

新型コロナウイルス感染症にかかる申請で、療養担当者記入欄の記載を受けることが困難であり、かつ申請期間が14日以上となる場合は、「**療養状況申立書**」の添付が必要です。

* 保健所発行の「宿泊自宅療養証明書」の写しや、「就業制限通知書」及び「就業制限解除通知書」の写しにより、新型コロナウィルス感染症で申請期間中に療養していたことが証明できる場合は「療養状況申立書」の添付は不要。

全国健康保険協会 健康保険傷病手当金支給申請書 新型コロナウイルス感染症 提出用

表面

療養状況申立書

新型コロナウイルス感染症に罹り、傷病手当金を申請する際に
医師の意見を受けられない期間がある場合、こちらの申立書を添付してください。

被保険者証の 記号・番号	記号	被保険者の 氏名	フリガナ
	番号		
		生年月日	昭和 年 月 日

以下の欄を具体的に記載し、該当箇所に○をしてください。

P C R 検査・抗原検査についてお伺いします

検査を受けましたか	受けた	受けていない
-----------	-----	--------

検査を受けた方は、以下の内容に回答してください

検査を受けた日	令和 年 月 日	検査結果	陽性	陰性
検査を受けるに至った経緯	濃厚接触者・自覚症状あり			

具体的な経緯：

保健所等の対応についてお伺いします

保健所等の療養指示	有	無
-----------	---	---

※「有」の場合、下の欄に保健所等の指示内容を記載してください。

具体的な指示内容：

お勤めの事業所の対応についてお伺いします

事業所の指示	有	無
--------	---	---

※「有」の場合、下の欄に事業所の指示内容を記載してください。

具体的な指示内容：

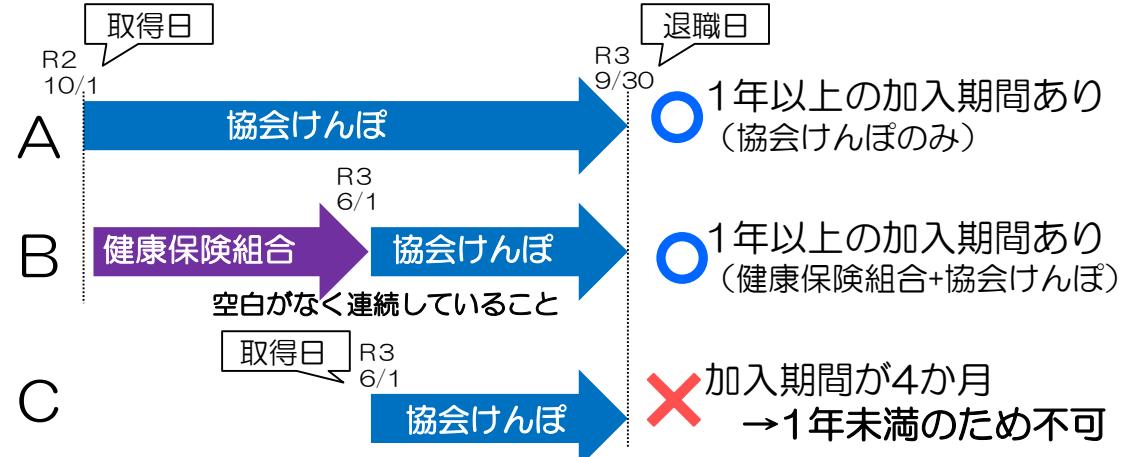
本紙は協会
ページから

退職後の継続給付

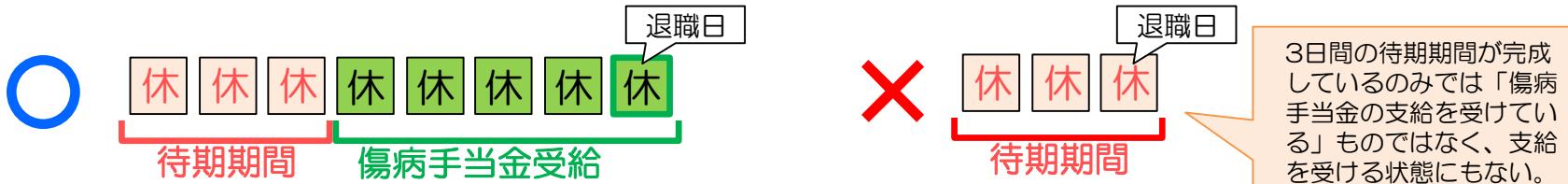
次の①～③の要件をすべて満たすことが必要です。

①退職日までに被保険者資格が継続して**1年以上**あること

(任意継続加入期間は除きます。)

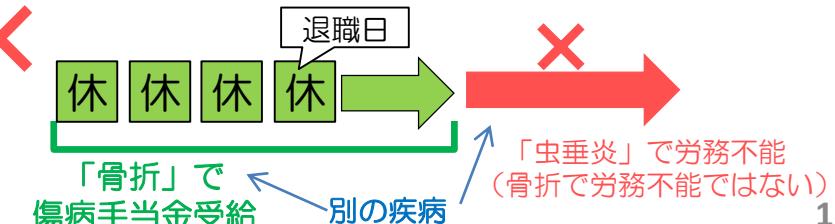


②退職日に、傷病手当金の支給を受けている、または支給される条件を満たしていること



③退職日に傷病手当金の支給を受けていた傷病で引き続き労務不能であること

(退職日に出勤しておらず、退職後も引き続き労務不能で療養していること)



傷病手当金支給金額の調整

⚠ 次の①～④のような場合、傷病手当金の金額が **調整** されます。

傷病手当金の申請期間中に

- ① 紙与や手当等が支給されている場合
- ② 傷病手当金と同じ傷病等で
障害厚生年金または障害手当金が受けられる場合
- ③ 退職後に老齢退職年金などが受けられる場合
- ④ 出産手当金の支給を受けている場合

上記①～④の給付等の1日当たりの金額が

■ 傷病手当金の1日あたりの金額より低い場合

(上記①～④の給付等により、1日当たりの金額<傷病手当金の1日当たりの金額 の場合)

➡ 1日当たりの金額の差額を計算して傷病手当金が支給されます。

■ 傷病手当金の1日あたりの金額より高い場合

(上記①～④の給付等により、1日当たりの金額>傷病手当金の1日当たりの金額 の場合)

➡ 該当する日（期間）の傷病手当金は **支給されません。**

傷病手当金支給金額の調整

退職後の老齢年金との調整

ポイント：退職後の傷病手当金には、老齢退職年金等との支給調整があります。

老齢厚生年金等との支給調整

《対象者》 退職後に継続給付として傷病手当金を受給している人のうち、老齢退職年金等を受給している人。

《調整》 傷病手当金は支給されません。ただし、老齢退職年金給付の額を360日で割った額（端数切捨）が 傷病手当金の日額より少ないとときは、その差額が傷病手当金として支給されます。

傷病手当金の支給日額の方が高い場合

(傷病手当金1日分の額) > (老齢退職年金給付 ÷ 360日)

本来の傷病手当金（日額）

老齢退職年金給付（日額）

調整後の傷病手当金（日額）



← この部分を減額
(傷病手当金支給なし)



→ この部分を傷病手当金として支給

老齢退職年金給付の支給日額の方が高い場合

(傷病手当金1日分の額) < (老齢退職年金給付 ÷ 360日)

本来の傷病手当金（日額）

老齢退職年金給付（日額）



老齢退職年金給付（日額）が高いため
傷病手当金は支給されません

傷病手当金と老齢退職年金の調整例

年金と調整をかける前の傷病手当金の1日当たりの支給金額が4,000円
老齢退職年金が年額1,080,000円 の場合

本来の傷病手当金（日額4,000円）

老齢退職年金給付（日額3,000円）

調整後の傷病手当金
(日額1,000円)

← この部分を減額
(傷病手当金支給なし)

→ この部分を
傷病手当金として支給

- 年金と調整をかける前の傷病手当金の1日当たりの支給金額 4,000円
(支給開始日以前12か月の各標準報酬月額の平均から計算した金額)
- 老齢退職年金の日額は $1,080,000\text{円} \div 360\text{日} = 3,000\text{円}$

差額が、減額調整後の
1日当たりの傷病手当金支給額です。

$$4,000\text{円} - 3,000\text{円} = 1,000\text{円}$$

年金額が改定されると、
それに伴って調整額も変更になり、傷病手当金の支給額も変更になります

ご清聴ありがとうございました